

明治三十二年法律第十五号

供託法

第一条 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭及ヒ有価証券ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ法務大臣ノ指定スル此等ノ出張所カ供託所トシテ之ヲ保管ス

第一条ノ二 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所ニ勤務スル法務事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ供託官トシテ之ヲ取扱フ

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一条ノ四 供託官ノ処分ニ不服アル者又ハ供託官ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得

第一条ノ五 審査請求ハ供託官ヲ經由シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一条ノ六 供託官ハ処分ニ付テテ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ相当ノ処分ヲ為シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス

供託官ハ前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外意見ヲ付シ審査請求アリタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ハ

当該意見ヲ行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二條ノ規定スル審理員ニ送付スルモノトス

第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ処分ニ付テテ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス

法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ却下スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ当該申請ヲ却下スル処分ヲ命スルコトヲ要ス

第一条ノ八 第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九條第五項中「処分等」トアルハ「審査庁」トアルハ「審査庁」トアルハ「供託法(明治三十二年法律第十五号)第一条ノ六第二項ノ規定」トス

第一条ノ九 行政不服審査法第十三條、第十八條、第二十一條、第二十五條第二項乃至第七項、第二十九條第一項乃至第四項、第三十一條、第三十七條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十七條、第四十九條第三項(審査請求ニ係ル不作為ガ違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除ク)乃至第五項及ビ第五十二條ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二条 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣力定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

第三条 供託金ニハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス

第四条 供託所ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有価証券ノ償還金、利息又ハ配当金ヲ受取り供託物ニ代ヘ又ハ其従トシテ之ヲ保管ス但保証金ニ代ヘテ有価証券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配当金ノ払渡ヲ請求スルコトヲ得

第五条 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

倉庫業者又ハ銀行ハ其營業ノ部類ニ属スル物品ニシテ其保管シ得ヘキ数量ニ限リテ之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第六条 倉庫業者又ハ銀行ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣力定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七条 倉庫業者又ハ銀行ハ第五條ノ規定ニ依リテ供託物ヲ受取ルヘキ者ニ対シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

第八条 供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ法務大臣ノ定ムル所ニ依リテ其権利ヲ証明スルコトヲ要ス

第九条 供託者カ供託物ヲ受取ル権利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキ又ハ其原因カ消滅シタルコトヲ証明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

第十条 供託物ヲ受取ルヘキ者カ反対給付ヲ為スヘキ場合ニ於テハ供託者ノ書面又ハ裁判、公正証書其他ノ公正ノ書面ニ依リ其給付アリタルコトヲ証明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

附則

第十一条 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本法施行前ニ供託シタル金銭ニハ其施行ノ月ヨリ払渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ附スルコトヲ要ス

第十三條 第四條、第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 明治二十三年勅令第四百十五号供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

第十五條 昭和五十七年四月一日ヨリ昭和六十六年三月三十一日マデノ間ノ利息ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ付セズ

附則 (大正一〇年四月二日法律第六九号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニシタル供託ニ関シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

供託所所在地外ニ於テハ法務総裁ハ当分ノ内其ノ適當ト認ムル銀行ヲシテ第一条ノ規定ニ依リ供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

附則 (昭和二年一月二七日法律第一九五号) 抄

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附則 (昭和二年一月二七日法律第一三五号) 抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二年一月二七日法律第一三五号) 抄

この法律は、昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号) 抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

この法律は、昭和二十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三十八年七月九日法律第二六号）抄

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五十六年二月四日法律第九四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年十一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千二百六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作为についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。